

犯罪収益移転防止法

平成20年3月1日施行

マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のため、
本人確認が必要となる事業者が広がります。



**本人確認に
ご協力ください!**

本人確認に必要な書類

●個人の場合の本人確認書類

運転免許証、健康保険証、
国民年金手帳、
住民基本台帳カード(氏名、住居、生年月日の記載のあるもの)、
旅券(パスポート)、外国人登録証明書 等

●法人の場合の本人確認書類

登記事項証明書、印鑑登録証明書 等



本人確認が必要な事業者

金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、
宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、
電話受付代行業者、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、弁護士